

茶処あがりまた 施設利用規約

この規約は、天城町（以下「甲」という。）が管理する「茶処あがりまた」（以下「当施設」という。）の利用にあたり必要な事項を定める。

1. 目的

当施設は当部癒しの里拠点施設として、地域活性化及び当部集落の自然や文化を発信し、地域住民や観光客が集える拠点として機能することを目的として設置する。利用者は、本目的を理解し、適切な利用に努めるものとする。

2. 利用時間

①利用時間は下記の通りとする。

平日 8時30分～17時15分

- ・夜間及び土日祝日の利用については、当部集落や自然環境などを考慮し、総合的に判断する。
- ・利用時間に、準備・片付け・清掃を含む。
- ・当部集落行事の「あがりまたまつり：7月下旬予定」と「盆踊り：8月13日～15日予定」の開催日は、行事開催に影響がないよう配慮する。

3. 予約方法とキャンセルについて

①予約方法

利用者は、利用日のおおむね1週間前までに、別に定める茶処あがりまた施設利用申込書を甲へ提出し、利用の許可を得ること。

②キャンセル

利用をキャンセルする場合は、速やかに甲へ連絡し利用の取り消しを行うこと。

4. 利用料金と支払い方法

①利用料（電気、ガス、水道利用料を含む）

- ・利用主体が天城町である場合 無料
- ・利用主体が当部集落住民である場合 無料
- ・利用主体が町内在住者である場合 1日1,000円
- ・利用主体が町外在住者である場合 1日2,000円

なお、利用主体とは、原則、自身が利用し、申請を行う者とする。

②支払い方法

予約又は申請もしくは鍵受取時に、甲に対し現金により支払うこと。なお、支払い期限に関して甲が承諾した場合はこの限りではない。

5. 利用規則

利用者は下記事項を遵守すること。

- (1) 利用日当日の施設の解錠及び施錠は、利用者が責任を持って行う。
- (2) 施設の鍵は、利用者が利用日までに天城町商工水産観光課（以下「担当課」という。）にて受け取ること。利用後は必ず施錠を行い、鍵は速やかに担当課へ返却すること。なお、利用日が土日祝日の場合の鍵の受け取りは、平日 8 時 30 分～17 時 15 分の間で行うこと。
- (3) 利用後は利用者において現状回復後、全ての戸締まり、清掃、ガスの元栓の確認、電化製品（クーラー）の電源を切り、消灯を行うこと。
- (4) 利用により発生したゴミは、全て利用者が責任をもって持ち帰る。
- (5) 備品の破損・汚損があった場合は速やかに甲へ報告し、現状回復又は弁償を行う。
- (6) 災害等による緊急事態が発生した場合は、甲の指示に従い、速やかに施設の利用を中止すること。中止や予約取消し等により利用者及びその関係者等に損害が生じる場合があっても、甲はその責任を負わない。

6. 禁止事項

施設内及び敷地内での下記の行為を禁止する。

- (1) 指定された場所以外での火気の取扱い。
- (2) 飲酒（ただし、事前に申し出があったもので甲が認めた場合を除く）
- (2) 喫煙行為。
- (3) 危険物、動物、そのほか施設管理上不適切であると認められる物品の持込み
- (4) 施設を損壊又は汚損する行為。
- (5) 施設周辺の自然環境（動植物、水辺など）を損なう行為。
- (6) 騒音、悪臭等を発する行為。
- (7) ゴミや吸い殻を投げ捨てる行為。
- (8) ゴミ及び持込み物の放置。
- (9) 無断での物品販売や募金活動。
- (10) 私物の留置。
- (11) そのほか公序良俗に反する行為。

7. 損害賠償及び免責事項

- (1) 利用者及びその関係者等に起因する損害が発生したときには、利用者がその損害額を賠償すること。
- (2) 利用者がこの規約に記載されている事項に違反し、損害が発生した場合も、前項と同様に損害額を賠償すること。
- (3) 施設の利用に伴う人身事故及び物品・展示品等の盗難・破損事故などの全ての事故について、甲に重大な過失が無い限り、甲は一切の責任を負わない。
- (4) 本規約を遵守しない場合は、利用停止措置を取る。利用停止により、利用者及びその関係者等に損害が生じる場合があっても、甲はその責任を負わない。

8. そのほか

- (1) 本規約に定めのないものについては、甲が別に定める。
- (2) 本規約の改定は、必要に応じて甲が行うものとする。

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。